

令和5年6月市議会定例会議

総務常任委員会資料

(議案第63号)

1. 令和5年度福島市一般会計補正予算中、総務部所管分

P 2

【総務課】

(議案第78号)

2. 福島県市町村総合事務組合同規約変更の件

P 3

【人事課】

総務部

(議案第63号)

令和5年度 福島市一般会計補正予算 (第3号)

【歳出】

款	項	目	説明	補正額	財源内訳			
					国県 支出金	地方 債	その 他	一般 財源
2	1	1	指定管理者制度管理費 (指定管理施設の光熱費の 増加に対する一部補助)	20,000 千円	-	-	-	20,000

1 補正予算の趣旨

エネルギー価格高騰に伴う指定管理施設の光熱費負担の増加について、指定管理施設の安定的な運営を図るため、指定管理者に対し補助金を交付するもの。

2 対象経費

エネルギー価格高騰に伴い増加した令和4年度分の光熱費（電気・ガス代）

3 補助金額算出の考え方と算出方法

(1) 市と指定管理者のリスク分担と補助の考え方

市と指定管理者との協定において、物価変動に伴う施設管理経費の増減については、指定管理者がリスクを負担すると定めているが、今般の急激なエネルギー価格高騰が施設管理に深刻な影響を与えていることから、指定管理者が指定管理施設を安定的に運営できるよう補助金を交付するもの。

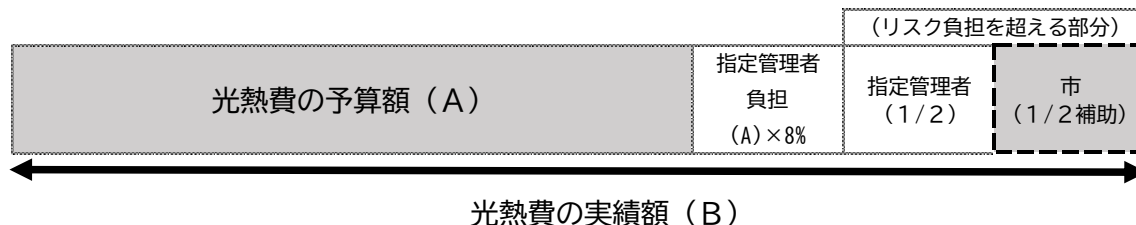
【指定管理料算定期（平成29年度）を基準とした電気料金の変動（小売物価統計調査より）】

H29 下半期平均 12,921 円（世帯平均月額） ⇒ R3 年度平均 13,838 円 7.1%の増。
R4 年度平均 15,081 円 16.7%の増。

(2) 補助金額の算出方法

上記リスク分担を踏まえ、過去に指定管理者が負担してきたリスクと同程度（電気料金の8%増）までは、指定管理者の負担分とし、それを超える部分について市が1/2を補助する。

$$\begin{array}{l} \text{令和4年度の光熱費の予算額 (A)} \\ \text{令和4年度の光熱費の実績額 (B)} \end{array} \quad \text{補助金額} = \frac{(B-A) - (A \times 0.08)}{2}$$



4 支援を見込んでいる施設

令和4年度の光熱費の実績をふまえ、以下の施設の指定管理者への支援を想定。

飯坂温泉観光会館（パルセ飯坂）、音楽堂（ふくしん夢の音楽堂）、十六沼公園体育館など
全39施設（指定管理者：15事業所・団体）

(議案第78号)

福島県市町村総合事務組合規約変更の件

1 規約変更の趣旨

福島県市町村総合事務組合の規約を改定するため所要の変更を行うものである。

2 規約変更の概要

(1)福島県市町村総合事務組合について

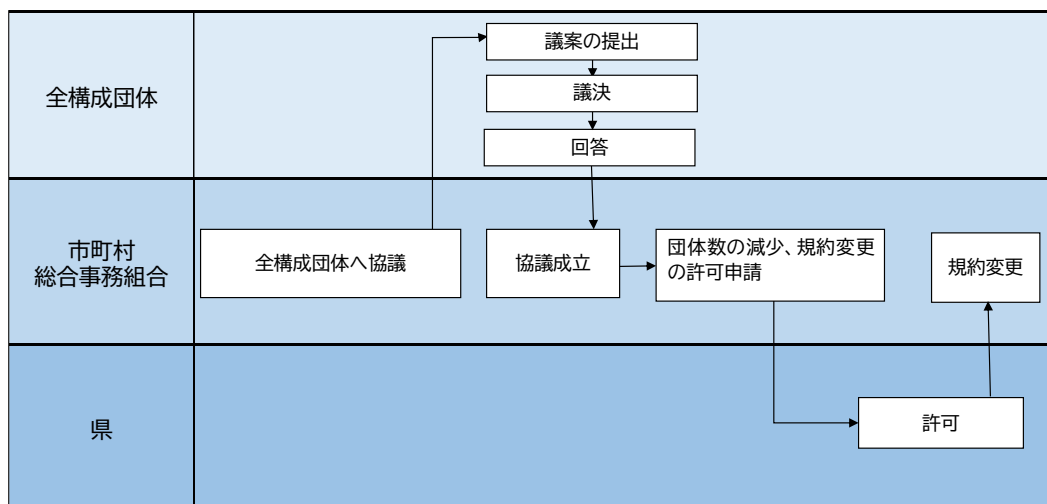
地方自治法に基づく一部事務組合として、県域的な事務を効率的に行うため設立されたものであり、現在、消防団員の公務災害補償及び退職報奨金支給事務、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務などを共同処理している。

(2)変更内容

- ①田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、構成団体数が減少すること
- ②縦書きから横書きへ変更する規定の整備を行うこと

地方自治法第286条第1項の規定により、総合事務組合の規約変更については、関係する地方公共団体の議会の議決を経ることとなっている。

規約変更の事務の流れ イメージ



参考:地方自治法第286条第1項

3 施行日

知事の許可のあった日から施行

変更後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和5年4月1日から適用